



2021年5月14日

各位

会社名 曙ブレーキ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 宮地 康弘
(コード：7238、東証第一部)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション室長 前上 亮子
(TEL. 03-3668-5183)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月24日開催予定の当社第120回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2021年3月18日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、今般、迅速な意思決定を実現するとともに、監査等委員である取締役が取締会における議決権を持つこと等により取締役会の監督機能を一層強化することで、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化並びに企業価値の向上を図るため、2021年6月24日開催予定の当社第120回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) A種種類株式について、普通株式対価取得請求受付場所及び金銭対価取得請求受付場所を当社本店に変更するべく、現行定款第6条の2第5項第5号及び同条第6項第3号の変更を行うものであります。
- (3) 株主総会の招集権者及び議長、代表取締役の選定並びに相談役・顧問について、当社の現状に合わせるべく、現行定款第15条、第26条及び第29条の規定を見直すものであります。
- (4) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第28条を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の規定を変更後定款第32条として新設するものであります。
- (6) 2020年7月30日開催の第119回定時株主総会の終結の時をもって「当社株券等の大量買付行為に関する防衛策（買収防衛策）」を継続しないこととしたため、買収防衛策に関する現行定款第42条及び第43条を削除するものであります。
- (7) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2021年6月24日（木）
定款変更の効力発生日（予定）	2021年6月24日（木）

以上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機 関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>第6条の2 (A種種類株式)</p> <p>当社の発行するA種種類株式の内容は、次項から第10項までに定めるものとする。</p> <p>2. ～4. (条文省略)</p> <p>5. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>(1)～(4) (条文省略)</p> <p>(5) 普通株式対価取得請求受付場所</p> <p><u>株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号</u></p> <p><u>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</u></p> <p>(6)～(7) (条文省略)</p> <p>6. 金銭を対価とする取得請求権</p> <p>(1)～(2) (条文省略)</p> <p>(3) 金銭対価取得請求受付場所</p> <p><u>株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号</u></p> <p><u>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</u></p> <p>(4) (条文省略)</p> <p>7. ～10. (条文省略)</p> <p><u>第7条 (自己の株式の取得)</u></p> <p><u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第12条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機 関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>第6条の2 (A種種類株式)</p> <p>当社の発行するA種種類株式の内容は、次項から第10項までに定めるものとする。</p> <p>2. ～4. (現行どおり)</p> <p>5. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 普通株式対価取得請求受付場所</p> <p><u>曙ブレーキ工業株式会社 本店</u></p> <p>(6)～(7) (現行どおり)</p> <p>6. 金銭を対価とする取得請求権</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 金銭対価取得請求受付場所</p> <p><u>曙ブレーキ工業株式会社 本店</u></p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>7. ～10. (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p>第7条～第11条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (条文省略)</p> <p>第15条 (招集権者及び議長)</p> <p>株主総会は、<u>代表取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、</u>取締役会の決議においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条～第18条 (条文省略)</p> <p>第18条の2 (種類株主総会)</p> <p>第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。</p> <p>2. 第15条、第16条及び第18条の規定は、種類株主総会について準用する。</p> <p>3. 第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 (員数)</p> <p>当社の取締役は <u>12名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第20条 (選任方法)</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>第22条 (任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p>第14条 (招集権者及び議長)</p> <p>株主総会は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた</u>取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>当該</u>取締役に事故があるときは、取締役会の決議においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第17条の2 (種類株主総会)</p> <p>第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。</p> <p>2. 第14条、第15条及び第17条の規定は、種類株主総会について準用する。</p> <p>3. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (員数)</p> <p>当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>6名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>第19条 (選任方法)</p> <p>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>第21条 (任期)</p> <p>取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="193 163 791 241">2. <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="437 255 542 288">(新 設)</p> <p data-bbox="185 445 561 479">第 23 条 (取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="225 492 791 667">取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="193 683 791 808">2. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="437 824 542 857">(新 設)</p> <p data-bbox="185 1108 601 1142">第 24 条～第 25 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="185 1158 641 1191">第 26 条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="225 1205 791 1283">取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="225 1299 791 1473"><u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p data-bbox="185 1489 400 1523">第 27 条 (報酬等)</p> <p data-bbox="225 1536 791 1711">取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (<u>以下、「報酬等」という。</u>) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="185 1727 670 1760">第 28 条 (社外取締役との責任限定契約)</p> <p data-bbox="225 1774 791 2040">当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p data-bbox="1062 163 1171 197">(削 除)</p> <p data-bbox="823 255 1422 430"><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="815 445 1192 479">第 22 条 (取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="855 492 1422 618">取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="815 683 1406 808">2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="815 824 1302 857">第 23 条 (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p data-bbox="855 873 1422 1093"><u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p data-bbox="815 1108 1259 1142">第 24 条～第 25 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="815 1158 1083 1191">第 26 条 (代表取締役)</p> <p data-bbox="855 1205 1422 1283">取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="815 1489 1031 1523">第 27 条 (報酬等)</p> <p data-bbox="855 1536 1422 1711">取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p data-bbox="815 1727 1246 1760">第 28 条 (取締役との責任限定契約)</p> <p data-bbox="855 1774 1422 2089">当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

現行定款	変更案
<p><u>第 29 条 (相談役、顧問)</u> <u>取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことができる。但し、その任期は1年以内とする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p>	(削 除)
<p><u>第 30 条 (員 数)</u> <u>当社の監査役は5名以内とする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 31 条 (選任方法)</u> <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 32 条 (任 期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 33 条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 34 条 (監査役会規則)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 35 条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 36 条 (報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p><u>第 37 条 (社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計算</p> <p>第 38 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 39 条 (剰余金の配当の基準日)</p> <p>当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p><u>第 40 条 (中間配当)</u></p> <p><u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 3 0 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第 41 条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p><u>第 29 条 (監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>第 30 条 (監査等委員会規則)</u></p> <p><u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第 6 章 計算</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p><u>第 32 条 (剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p><u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第 33 条 (剰余金の配当の基準日)</p> <p>当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。</p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>3. <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><u>第7章 買収防衛策</u></p> <p><u>第42条（買収防衛策の導入等）</u></p> <p><u>買収防衛策の導入、継続及び廃止は、株主総会においても決定することができる。</u></p> <p><u>2. 前項に定める買収防衛策の導入、継続及び廃止とは、当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続き及びこれに違反する者に対する対抗措置等を当社が定めること、その適用を継続すること、及びその適用を廃止することをいう。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p><u>第43条（新株予約権無償割当て等の決定機関）</u></p> <p><u>当社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続きに従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権無償割当て及び募集新株予約権の割当てを行うことができる。</u></p> <p><u>2. 前項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>

以上